

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年5月12日現在



(問合せ先)

経営安定	収入減少への対策	持続化給付金 (経済産業省)	<p><b>個人事業者の場合</b> <b>最大 100万円</b></p> <p>個人事業者、中小法人等を対象に、売上げが前年同月比50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える給付金として</p> <p><b>法人の場合</b> <b>最大 200万円</b></p> <p>個人事業者は<b>100万円以内</b> 中小法人等は<b>200万円以内</b>を給付します。</p>	持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570
	※申請方法などは、地域の農業改良普及センターや県農業法人経営者協会等にも相談できます。			
雇用維持	雇用を維持する対策	雇用調整助成金 (厚生労働省)	一時休業等により従業員の雇用維持を図った事業主に対して、 <b>休業手当等の一部を助成</b> します。 ※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所（被雇用者が常時4人以下の個人事業主等）の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。	雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999 宮崎労働局助成金センター ☎0985-61-8288 九州農政局宮崎県拠点 ☎0985-24-2365
		小学校等休業対応助成金 (厚生労働省)	臨時休業等した小学校等に通う子供の世話が必要な従業員に対し有給休暇を取得させた <b>事業主に対して助成金を支給</b> します。 ※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所（被雇用者が常時4人以下の個人事業主等）の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。	学校等休業助成金・支援金 コールセンター ☎0120-60-3999 九州農政局宮崎県拠点 ☎0985-24-2365
		農業労働力確保緊急支援事業	人手不足となった経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等に対して支援します。	九州農政局経営支援課 ☎096-300-6375
		技能実習生等に対する雇用維持支援等措置	外国人技能実習生、特定技能外国人が帰国困難となった場合の在留資格変更による就労継続等が可能です。	出入国在留管理庁 インフォメーションセンター ☎0570-013904
納付猶予	農業保険(収入保険、農業共済)の保険料等が払えない	収入保険の保険料等の納付猶予 農業共済の共済掛金等の納付猶予	農業保険の保険料などの支払いが困難であることを農業共済組合に申し出た農業者の方は、以下のとおり <b>支払期限が延長</b> されます。 1. 収入保険：保険期間開始日から11か月を経過する日まで 2. 農業共済：令和2年9月30日まで (ただし、収穫共済については、収穫の1か月前まで)	宮崎県農業共済組合本所 ☎0985-27-4288 又は各地域センター
	納税が厳しい 国民年金保険料等が払えない	納税等の猶予 国民年金保険料等免除・納付猶予	税金：国税(所得税・法人税・消費税等)、県税(事業税等)、市町村税(固定資産税、住民税等)を一時に納付することができない方は、法令の要件を満たせば、 <b>徴収の猶予又は換価の猶予</b> が認められる場合があります。 年金等：業務の損失や売上げ減少等により収入が相当程度下がった場合は、 <b>国民年金保険料免除や厚生年金保険料の納付猶予</b> が可能になります。	(国税)各税務署 (県税)各県税・総務事務所 (市町村税)各市町村 (年金等) 市町村、各年金事務所
	上下水道料金や電気・ガス、電話等の支払いが厳しい	上下水道、電気、ガス、電話料金等の支払い猶予	上下水道、電気、ガス、電話等の料金において、支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられる場合があります。 詳しくは、各事業者へご相談ください。	(上下水道) 市町村の水道担当部局  (電気・ガス・電話) 各事業者

## 農業者の皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年5月12日現在

(問合せ先)

資金の融資	当面の 運転資金	経済変動・伝染病等対策資金 (みやざきの農を支えるひなた資金)	農畜産業者	融資限度額 <b>1,000万円</b>	貸付利率 <b>0% (貸付当初5年間)</b> 償還期限 7年以内 (据置期間は3年以内)	西臼杵支庁・各農林振興局※ 各市町村 最寄りの融資機関 (JAバンク宮崎ほか)
		農林漁業セーフティネット 資金(日本政策金融公庫資金)	認定農業者等	融資限度額 <b>1,200万円</b> (又は年間経営費等の12/12)	貸付利率 <b>0% (貸付当初5年間)</b> 償還期限 10年以内 (据置期間は3年以内)	日本政策金融公庫宮崎支店 ☎0985-29-6811 上記の資金に同じ
	資金繰り を支援	その他資金の特例措置	農畜産業者	実質無利子化 【対象資金】 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金※、 農林漁業施設資金、農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金※	資金繰りや施設整備のための資金について、 <b>貸付当初から5年間実質無利子</b> となる助成を受けられます。	県農業経営支援課 ☎0985-26-7131
			保証料免除 【対象資金】 民間資金の借入れについて、農業信用基金協会等による <b>債務保証料が5年間免除</b> となる措置を受けられます。 農業近代化資金、農業経営負担軽減資金※、農業者向け民間借換資金	※印の制度資金は営農負債の借換えが可能		

## 耕種園芸への支援

耕種共通	野菜・花き・ 果樹・茶等の 次期作支援 対策	高収益作物次期作支援交 付金(国直接採択事業)	①次期作に前向きに取り組む生産者への支援 ・栽培技術の転換等に必要な種苗・肥料等の資材購入 ・機械化体系の導入に必要な機械の購入・リース など ②需要促進に取り組む生産者への支援 ・新品種・新技術導入の取組 ・新たな販売契約に向けた取組 ・GAPの認証取得に向けた取組 など	① <b>5万円/10aを定額支援</b> ② <b>1取組につき2万円/10aを 3取組まで定額支援</b> (2万円/10a × 3取組 = 6万円/10a) ※ ①+②で最大11万円/10aを支援	九州農政局 西臼杵支庁・各農林振興局※ (農業改良普及センター含む) 各市町村
		みやざきの農産物供給力 強化緊急対策事業 (県単事業)	・上記の国の支援対策に該当しない品目における 省力化、品質・収量向上等の取組を支援。	<b>3万円/10aを定額支援</b> ※ <b>ただし、1戸あたり6万円以内</b>	西臼杵支庁・各農林振興局※ (農業改良普及センター含む) 各市町村
茶	茶・花きの 消費・販売 対策	茶販売促進緊急対策事業 (国直接採択事業)	・県域の協議会等が、県産茶を活用し、地域のイベント等でのお茶の試飲や、試供品の配布等により、消費・販売を促進する取組を実施		県農産園芸課 ☎0985-26-7137
花き		公共施設等における花き の活用拡大支援事業 (国直接採択事業)	・県域の協議会等が、県産花きを活用し、学校や観光地等での花飾りや、アレンジメント教室の開 催等により、消費・販売を促進する取組を実施		

その他  
県の取組

## 応援消費

・学校給食への食材提供  
・企業や関係機関・団体等と連携した県内外への販売促進  
(牛肉、マンゴー、水産物等)

## 農泊支援

農泊を推進する地域協議会が行う感染症対策や受入体制整備等に関する取組支援

※このリーフレットについての問い合わせ先

農政企画課 0985-26-7426  
西臼杵支庁 0982-72-2108  
中部農林振興局 0985-26-7279  
南那珂農林振興局 0987-23-4312

北諸農林振興局 0986-23-4507  
西諸農林振興局 0984-23-3165  
児湯農林振興局 0983-22-1364  
東臼杵農林振興局 0982-32-6135  
詳しくは県庁HPへ

